

ファクス送信先 内子町総務課政策調整班（0893-44-4300）

内子ふるさと応援寄附金申し出書

年 月 日

愛媛県内子町長 様

〒
ご住所 _____
ふりがな
お名前 _____
電 話 _____
FAX _____
E-mail _____
(任意)

私は、下記金額を内子町へ寄附いたします。

金額 _____ 円

1. 返礼品を辞退する場合（寄附のみ）、以下にチェックを入れてください。

返礼品を辞退する（ポイント付与を希望しない）

2. ポイント制について

内子町では1,000円以上のご寄附に対し、返礼品との交換申込に使用できるポイントが発行されます。下の早見表をご参照ください。なお、ポイントの有効期限は発行日から2年間です（有効期限内でポイントを分割利用いただく事も可能です）。

ポイント早見表	
¥1,000のご寄附	5ポイント
¥5,000のご寄附	25ポイント
¥10,000のご寄附	50ポイント
¥20,000のご寄附	100ポイント
¥50,000のご寄附	250ポイント
¥100,000のご寄附	500ポイント

3. 寄附金の使途の指定

下記事項のいずれか1つを選択し、該当する番号に○を記入してください。

指定	事業の種類（寄附金の使い道）
	① 「内子町の美しい風景づくりや環境の整備」 （町並みや村並み、山並みなどの美しい風景づくり、バイオマス燃料など人にやさしく地球にやさしい環境事業など）
	② 「町長おまかせコース」 （内子町総合計画重点施策に掲げる内子町のまちづくりに）
	③ 「世界につながるまち・内子」を目指して！国際交流の促進 （姉妹都市であるドイツ・ローテンブルク市等との交流や青少年海外派遣事業など）

※ 寄附金の使途として希望する事業について、「指定」欄に○を記入してください。
記入がない場合には、町長が事業を決定します。

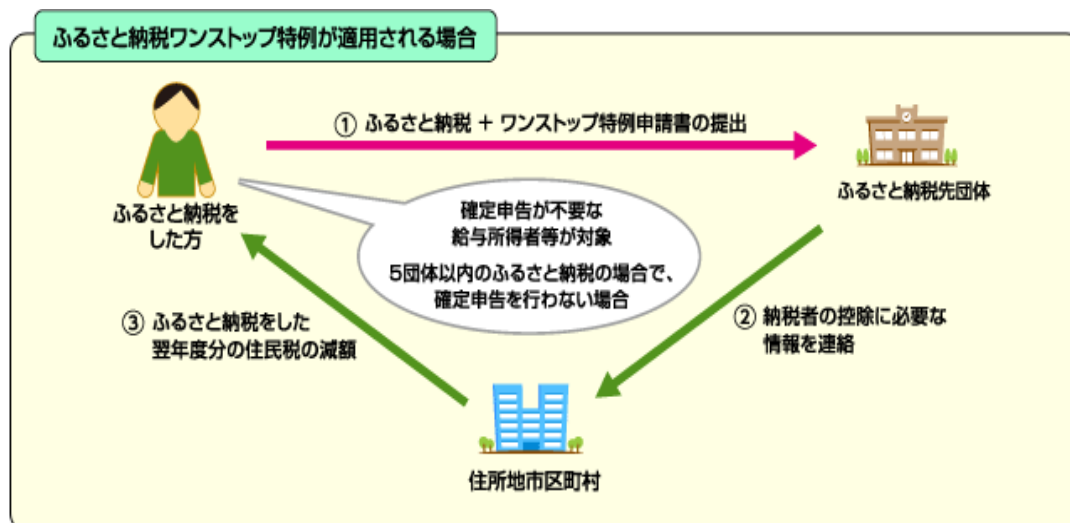
4. 寄附金の納付方法

1. 郵便振替による納付（手数料無料）
2. 口座振り込みによる納付（金融機関ごとに所定の手数料がかかります）
3. 窓口払い（現金による納付）

※ クレジットカードでの寄付をご希望の場合、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（<https://www.furusato-tax.jp/city/product/38422>）より、お申し込みください。

* ふるさと納税ワンストップ特例制度(総務省ポータルサイトより)

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が**5団体以内**の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

(転居による住所変更など)提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます)。